第４節　各種届出

１　譲渡又は引渡届

法第11条第６項の規定による譲渡又は引渡届は、次によること。

なお、以下に記載している所有権等については、あくまでも施設の所有権等を意味するもので土地の所有権等を意味するものではない。

⑴　譲渡又は引渡の意義

ア　譲渡とは、贈与、売買等債権契約により所有権を移転することをいう。なお、次に掲げる法律原因により所有権移転が発生した場合はすべて譲渡届の対象となる。

(ｱ)　契約(売買、贈与、寄託など)

(ｲ)　相続(死亡によるとき、失踪によるとき)

(ｳ)　合併(法人が所有者の場合)

(ｴ)　清算(法人が所有者の場合)

(ｵ)　強制執行

(ｶ)　担保権実行(抵当権の実行、再売買予約の実行等)

イ　引渡とは、競売、競落、賃貸借、相続、合併その他法律関係の有無を問わず、施設の占有権（変更権を有するものに限る。）又は処分権が移動することをいう。

(民法上の占有移転)

ウ　Ａ石油㈱所有の給油取扱所全施設をＢ銀行に信託契約し、所有権をＢ銀行に移転させ、Ｂ銀行はＡ石油㈱とプロパティマネージメント契約（ＳＳの管理を従来どおりＡ石油㈱が行う契約）を行うような場合も所有権がＡ石油㈱からＢ銀行へ移転しているので、全て譲渡引渡届を出さなければならない。(信託契約を行うことで固定資産税等を合理化できる。)

エ　運用委託契約では、所有権は、委託者に留保され管理運営のみを受託者に行わせることとなるが、この場合は、譲渡又は引渡に該当しない。

オ　次の事例のいずれも、法第11条第６項に規定する引渡（以下「引渡」という。）に該当しない。

なお、引渡としての設置者の地位の承継は、当該危険物施設を変更する権限の移動の有無がその主要な判断要素と考えられるものである。（S.58.11.17 消防危第119 号通知）

(ｱ)　油槽所運営委託契約書に基づき契約を締結した場合

(契約の内容)

油槽所の運営管理を委託するもので施設の所有権は移転していない。

(ｲ)　給油所賃貸借契約書に基づき契約を締結した場合

(契約の内容)

給油所の設備一切を賃借し石油製品等の販売及びこれに付帯する業務のために

使用するものでこの設備に係る所有権は移転していない。

⑵　譲渡又は引渡届出書の記載方法及び添付図書等

ア　第１章第１節４の例によること。

なお、届出者は譲渡又は引渡を受けた者であること。

イ　届出書には、譲渡又は引渡がなされたことを証明する書類(譲渡又は引渡を行う者及び譲渡又は引渡を受ける者の両者により証明がなされたもの)を添付すること。（H.9.3.26 消防危第33号通知）

(例)　①　譲渡又は引渡の登記の写し

②　売買、贈与等所有権の移転を証する契約書の写し

③　譲渡証明(当時者の連名によるもの)

⑶　設置者は原則所有者とし、処分権を有する者としなければならない。

⑷　譲渡された施設が予防規程を定め、又は保安監督者を選任する義務等がある場合は、内容に変更がなくとも、再度申請等を行う必要がある。

２　品名、数量又は指定数量の倍数変更届

法第11条の４の規定による品名、数量又は指定数量の倍数変更は次によること。

⑴　品名、数量又は指定数量の倍数変更届の対象

製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更届は、次に該当する場合に限り受理することができる。

なお、化学名又は通称名（一般名）を変更する場合は危険物製造所等変更届によること。

ア　品名、数量又は倍数を変更しても位置、構造及び設備の技術上の基準に変更を伴わないとき。

なお、昭和63年12月27日政令第358号及び平成元年２月23日自治省令第５号の附則により、当該製造所等に係る指定数量の倍数が、平成２年５月23日における指定数量の倍数を超えないことを条件に新たな基準を適用しないこととされている製造所等については、当該指定数量の倍数を超えないこと。

また、屋外タンク貯蔵所等、危険物の比重が変更となることで耐震計算等の再検討が必要なものについては、当該届出にて確認すること。

さらに、当該変更により、新たに防爆構造が必要な電気設備が生じるか、必要な防爆構造が変更になるかについて十分に確認し、それに伴い、必要な手続きをとること。

イ　品名、数量又は倍数を変更しても法第10条第３項に規定する技術上の基準に適合するとき。

ウ　品名、数量又は倍数を変更することで、位置、構造及び設備の技術上の基準が変更しても、保有空地が減少する、避雷設備が不要となる又は警報設備が不要となる

等、現在の施設の状況で当該変更後の基準に適合することが明らかなとき。この場合、別途変更届の提出を要する。

なお、基準に適合することが明らかでない場合は、資料編「製造所等における変更工事の取扱い」に基づき手続きすること。

⑵　届出書の記載方法及び添付図書等

ア　届出書は、第１章第１節４の例によること。

イ　貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類が多数ある場合は、別紙に危険物の類、品名、最大数量及び倍数を変更前、変更後として記載した書類を添付すること。

⑶　建築基準法の用途地域との関係

建築基準法第48条（別表第２、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第116条及び第130条の９）の規定により、用途地域によっては危険物の貯蔵、取扱量等に制限があるため、資料編「建築基準法の用地地域との関係」に留意すること。

３　廃止届

法第12条の６の規定による廃止届は、次によること。

⑴　廃止届は、製造所等の用途が廃止され、又は、災害等により損壊し使用不能となった場合及び製造所等の区分を変更した場合に届け出ること。

⑵　廃止届には、姫路市消防局管轄内で検査を受けたすべての完成検査済証並びに施設にあるすべてのタンク検査済証の正本及び副本を添付すること。（姫路市危険物の規制に関する規則第９条関係）

ただし、正当な理由があり許可書類等を提出できない場合には、その旨を記載した理由書を添付すること。なお、当該理由書には、提出できない理由及び提出できる状態になれば直ちに提出する旨を記載すること。

⑶　廃止届を受理する段階では、当該製造所等に原則危険物が存置していてはならないこと。（指定数量の５分の１未満は◆）

⑷　危険物施設及びその類似施設の解体作業及び廃油等の運搬・処理について、関係者及び処理業者等は、下記事項に留意すること。（H.11.11.8 消防危第103号通知）

ア　危険物施設の解体作業を行う際には、タンク等の洗浄等を十分に行った上で、危険物や可燃性蒸気が存在しないこと、その他安全を十分に確認してから解体作業を開始すること。

イ　危険物である廃油等の処理を処理業者に委託する場合には、当該処理業者にその廃油等の名称、性状及び安全な取扱い方法に関する情報を提供すること。

ウ　危険物である廃油等を運搬及び処理する場合には、反応するおそれのある物質等との混合を避ける等、安全に十分留意すること。

エ　地下貯蔵タンクの廃止時における安全対策については、下記によること。

（H.3.7.11 消防危第78号通知）

(ｱ)　廃止タンクの危険性に関する周知徹底

用途を廃止した地下貯蔵タンク（以下「廃止タンク」という。）は、内部の危険物を完全に抜き取ったように見えても、タンク内部のさび等のすき間に危険物が残留し、一定時間経過するとタンク内部に危険物の蒸気が充満する場合が多いこと、タンク内部に危険物の蒸気がほとんど見られない場合でも、溶断機等を使用して加熱すると蒸気が発生する可能性が高いことなどの廃止タンクの危険性について、作業員等に周知徹底を図ること。

(ｲ)　廃止時の留意事項

a　廃止タンク内及び配管内の危険物を完全に抜き取ること。この場合において、引火点が40℃未満の危険物を抜き取る場合は、静電気を除去するために、廃止タンク、抜き取りポンプ及び収納容器を接地するとともに、電気機器は防爆構造のものを使用すること。

b　廃止タンク内を乳化剤、中和剤等で洗浄後、気相部が生じないようタンク頂部まで水を充填するか、又はガス検知器で廃止タンク内に可燃性蒸気がないことを確認すること。

c　廃止タンクは、撤去することを原則とするが、やむを得ず廃止タンクを埋設した状態にしておく場合は、水又は砂をタンク内に完全に充填すること。

(ｳ)　廃止タンク掘り起こし時の留意事項

a　廃止タンクのマンホール、ソケット等の開口部を閉鎖してから廃止タンクの周囲を掘削すること。

b　廃止タンクの周囲の土には、危険物が残存していることがあるので、ガス検知器で可燃性蒸気の有無を確認するとともに、可燃性蒸気が検知された場合には、周囲の土に中和剤を散布し、掘削穴に可燃性蒸気が充満しないようにすること。

c　危険物配管の切断は、溶断機等の火気を使用しないことを原則とするが、やむを得ず火気を使用する場合は、配管内を洗浄し、フランジ部を遮断する等タンクへの空気の流通を絶った後に行うこと。

(ｴ)　廃止タンク解体作業時の留意事項

a　廃止タンクの解体は、解体工場等の安全な場所で行うこと。

b　解体作業に従事する作業者に対して、貯蔵されていた危険物の性状、作業手順及び安全の確保について周知徹底すること。

c　消火器を準備しておくこと。

d　解体作業者は、廃止タンクの鏡板の前で作業しないこと。

e　マンホールのない廃止タンクの解体作業は、まず、タンクに十分な開放口設けることから開始することとし、溶断機等の火気を使用する場合は、次のいず

れかによる安全に配慮した方法で行うこと。

(a)　廃止タンク内に水を充填し、可燃性蒸気及び空気を大気中に放出し、廃止タンク内の気相部をなくしてから開放口を設ける方法

(b)　廃止タンク内に窒素ガス等の不燃性気体を流し続け、廃止タンク内の可燃性蒸気及び空気を不燃性気体で置換してから開放口を設ける方法

(c)　(a)又は(b)と同等以上の安全性を有する方法

f　マンホールのある廃止タンクは、マンホールを開放して解体すること。

(ｵ)　その他

a　埋設された状態の廃止タンクを掘り起こして解体する場合にあっても、前記(ｳ)及び(ｴ)によること。

b　廃止タンクを売却し、又は譲渡する場合は、前記(ｳ)及び(ｴ)の留意事項中必要な安全対策事項を相手側に通知すること。

4　危険物製造所等変更届

姫路市危険物の規制に関する規則第21条の規定による危険物製造所等変更届は、次によること。

⑴　変更届の対象

変更届の対象は次に掲げる事項とする。

ア　設置者の住所又は氏名(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)の変更

※　代表者等が変更を生じた旨を証する書面(商業登記簿謄本の写等)を添付すること。

イ　法第11条第１項後段の規定による変更の許可を要するか明らかでないため確認を要する製造所等の位置、構造及び設備の変更（以下「確認を要する変更」という。）

なお、貯蔵し、又は取り扱う危険物の化学名又は通称名（一般名）のみを変更する場合も、第４類の危険物のうち水に溶けないもの（第２章第１節「製造所」12参照）を取り扱うことにより油水分離装置を新たに設ける必要がないか、要求される電気設備の防爆性能に変更が生じないか、危険物の比重を変更することによって貯蔵タンクの耐震性能等設備への影響はないか、ガス系消火設備又は泡消火設備について要求される能力に変更が生じないかなどを確認する必要があることから、確認を要する変更に該当する。

⑵　確認を要する変更工事の範囲

姫路市危険物の規制に関する規則第21条に規定する確認を要する変更のうち、確認を要する変更工事の範囲は、資料編「製造所等における変更工事の取扱い」によること。

⑶　添付図書等

変更工事の内容について法第11条第１項後段の規定による変更の許可を要するかどうかを判断する上で必要最小限な図書

５　火気使用工事届

姫路市危険物の規制に関する規則第22条の規定による火気使用工事届は、次の事項に留意すること。

⑴　火気使用工事届の範囲

製造所等において溶接溶断等火花を発する器具（以下「火気使用器具等」という。）を使用する工事を行う場合が該当する。ただし、火気使用器具等を使用する旨を記載して法第11条第５項ただし書の規定により申請する場合、又はその旨を記載して確認を要する変更工事について危険物製造所等変更届により届け出る場合はこの限りでない。

６ 危険物保安統括管理者選任・解任届

法第12条の７の規定による危険物保安統括管理者の選任・解任届は、次によること。

⑴　選任及び解任を同時に行う場合は、１の様式で届出をすることができるものであること。

⑵　危険物保安統括管理者は、当該事業所の所長、工場長等管理監督的な地位にある者をいうものであること。（S.51.7.8 消防危第22号通知）

７　危険物保安監督者選任・解任届

法第13条第２項に規定する危険物保安監督者の選任・解任届は、次の事項に留意すること。

⑴　選任及び解任を同時に行う場合は、１の様式で届出をすることができるものであること。

⑵　２以上の製造所等の危険物保安監督者の選任・解任の届出は、所定の記載欄に「別紙」と記載し、所定欄に記載すべき事項をまとめたものを添付してさしつかえないものであること。

なお、１の危険物取扱者を２以上の製造所等の危険物保安監督者に選任する場合は、十分な保安の監督が可能な場合に限り認められるものであること。

ただし、同一所有者等に係る他の事業所にある２以上の製造所等や所有者等の異なる２以上の製造所等に対する保安監督者の選任については、事実上困難であることに鑑み、原則認められない。

⑶　選任届出書には、危険物取扱者免状の写し及び所定の実務経験証明書を添えること。

ただし、危険物取扱者免状の写しについて、照合等により確認できる場合は、省略することができる。

⑷　危険物保安監督者の被選任要件とされている６箇月以上の実務経験は、法第11 条第１項の規定に基づいて設置された製造所等における６箇月以上の危険物の取扱いの実務経験を有していればよく、危険物取扱者免状の交付を受けた後における実務経験のみに限られるものではないこと。（H.1.7.4 消防危第64号通知）

なお、当該６箇月以上の実務経験は、保安監督者として選任される施設で取り扱う類ではないものの実務経験でも認められるが、自らが立ち会うことのできる類の実務経験に限る。

８　危険物製造所等休止(再開)届

姫路市危険物の規制に関する規則第20条の規定による休止(再開)届は、次の事項に留意すること。

⑴　休止期間中の製造所等には、原則危険物は存在しないものであること。（危則第62条の２第２項等、休止中において取扱いの認められた危険物は除く。）

⑵　休止する場合は、不活性ガス等での置換、他施設との連絡配管の取外し、又は仕切板等による縁切りを完全に行うこと。

⑶　休止期間中においても定期的に点検を行い、火災予防上の安全性を確保すること。

⑷　休止届は一度提出すると再度定期的な提出の必要はないが、立入検査等の機会をとらえ、休止状況を確認すること。

９　新基準適合届・第一段階基準適合届

平成６年７月１日政令第214号附則の規定による新基準適合届出書及び第一段階基準適合届出書に添付すべき図書等としては、それぞれ次のものが標準的に必要とされるものであること。なお、杭を用いたもの等盛り土基礎以外のものについては、基礎又は地盤に関し同等の堅固さを有するものであることを示す計算書、図書等を添付すること。（H.6.9.1 消防危第73号通知（H.11.9.24 消防危第86号改正）（以下「73号通知」という。））

⑴　新基準適合届出書

ア　新基準の適合確認計算書「その１～その３」(73号通知別紙１～３)

イ　添付図書「タンク本体、基礎及び地盤関係図書」(73号通知別添２⑵)

ウ　危険物保安技術協会の基準対応表（基礎・地盤、タンク本体）

エ　危険物保安技術協会の基礎・地盤及びタンク本体の安全性調査の評価に係る技術援助報告書(写)

⑵　第一段階基準適合届出書

ア　第一段階基準の適合確認計算書「その１～その３」(73号通知別紙４～６)

イ　添付図書「タンク本体、基礎及び地盤関係図書」(73号通知別添２⑶)

ウ　危険物保安技術協会の基準対応表（基礎・地盤、タンク本体）

エ　危険物保安技術協会の基礎・地盤及びタンク本体の安全性調査の評価に係る技術

援助報告書(写)

10　準特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合届

（H.11.3.30 消防危第27号通知（H.11.9.24 消防危第86号改正））（以下「27号通知」という。）

平成11年１月13日政令第３号附則第２項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所が新基準に適合することとなった場合には、準特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合届出書を提出し、届出書及び添付すべき図書等としては、次のものが標準的に必要とされるものであること。

⑴　準特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合届出書（27号通知別添２）

⑵　準特定屋外タンク貯蔵所の適合確認計算書（27号通知別紙１～３）

⑶　添付図書「タンク本体、基礎及び地盤関係図書」(27号通知別添３)

⑷　危険物保安技術協会の基礎・地盤及びタンク本体の安全性調査の評価に係る技術援助報告書(写)

11　消防用設備等着工届

（H.5.10.26 消防予第285号、消防危第81号通知（H.10.8.4 消防予第125号･消防危第72号、H.16.9.14 消防予167号･消防危第102号改正）参考）

法17条の14の規定による消防用設備等の着工届については、次の事項に留意すること。

⑴　添付図書

消則第33条の18に定める消防用設備等の着工届に添付する図書は次のとおりとする。

付近見取図、製造所等の概要表、消火設備及び警報設備の概要表、平面図、断面図、配管系統図、配線系統図及び展開図、計算書、使用機器図

⑵　消防同意の際に消防用設備等の設計に関する図書が提出されているなど、既に消防機関において保有している図書がそのまま活用できる場合にあっては、当該図書をもって着工届出書の添付図書に代えることができる。

⑶　製造所等に設置される消防用設備等着工届については、製造所等の設置又は変更の許可申請において、既に⑴に掲げる添付図書と同一の図書が提出されている場合には、当該添付図書を着工届出書に添付しないことができる。

12　特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届

（H.12.3.21 消防危第31号通知参考）

⑴　危則第62条の５第１項ただし書に規定する特定屋外タンク貯蔵所の内部点検延長届については、次の事項に留意すること。

ア　延長することによっても、当該屋外貯蔵タンクの安全性が確保されるものであること。（過去の腐食率等を勘案して判断）

イ　姫路市危険物の規制に関する規則第１５条に規定する内部点検期間延長届出書を提出すること。

ウ　当該ただし書に規定されている「当該期間内に内部点検を行うことが困難な場合」とは、突発的な災害等、予期せぬ何らかの事情により当該点検の実施が困難になる場合を意味し、現在業務が忙しい、点検周期が他のタンクと重なる等の通常想定される業務範囲内での自己都合による延長は認められない。

⑵　危則第62条の５第２項に規定する特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書（危則別記様式第33又は別記様式第34）に添付する標準的な添付図書は、次のとおりとすること。

ア　特定屋外貯蔵タンクの腐食防止等の状況に関係する添付資料

	資料内容
コーティング	・　コーティングに関する指針又は既存コーティングに関する指針に基づくチェックリスト ・　屋外貯蔵タンクの内面のコーティング等の管理技術に係る講習を修了したことを示す資料等コーティング等の施工に関して専門的技術及び経験を有すると認めることのできる資料
タンク底部外面の腐食防止措置	・　アスファルトサンドの場合は、施工範囲、施工厚さを明示した図面又は資料 ・　電気防食の場合は、防食措置の設置位置を示した図面、対地電位（瞬間オフ電位）測定記録資料
板厚	・　板厚測定記録図面及び資料
補修・変形	・　補修実施箇所を示す図面、補修工事施工要領を示す資料 ・　有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録資料
不等沈下	・　タンク本体の経年相対沈下量測定記録資

支持力・沈下	料
維持管理体制	・　タンク本体の経年沈下量測定記録資料 ・　過去1年間の教育訓練実施記録資料（実施日、実施場所、参加人員、教育訓練内容を記録したもの） ・　過去1年間の巡視・点検実施計画、実施要領を記載した資料

イ　特定屋外貯蔵タンクの貯蔵管理等の状況に関係する添付資料

	資料内容
水分成分管理の実施	・　貯蔵危険物の水分管理要領及び管理記録資料
腐食率	・　板厚測定記録画面及び資料 ・　板の経過年数に関する資料
タンク底部外面の防食措置	・　アスファルトサンドの場合は、施工範囲、施工厚さを明示した図面又は資料 ・　電気防食の場合は、防食措置の設置位置を示した図面、対地電位（瞬間オフ電位）測定記録資料 ・　雨水浸入防止措置の被覆材料、被覆範囲及び被覆厚さを示した図面
補修・変形	・　補修実施箇所を示す図面、補修工事施工要領を示す資料 ・　有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の結果記録資料
不等沈下 支持力・沈下	・　タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料
維持管理体制	・　タンク本体の経年沈下量測定記録資料

	・　過去１年間の教育訓練実施記録資料（実施日、実施場所、参加人員、教育訓練内を記録したもの） ・　過去１年間の巡視・点検実施計画、実施要領を記載した資料

ウ　危険物保安技術協会の技術援助報告書（写）

エ　危険物保安技術協会の基準対応表

オ　その他必要な図書

13　地下貯蔵タンク等の在庫管理及び漏えい措置計画の届出

平成 15 年 12 月 17 日総務省令第 143 号附則第３項第２号に規定する地下貯蔵タンク等の在庫管理及び漏えい措置計画の届出については、次の事項に留意すること。（H.16.3.18　消防危第 33 号通知（H.19.3.28　消防危第 66 号、H.22.7.8　消防危第 144 号、R.1.8.27 消防危第 120 号改正））

⑴　届出に係る様式は、姫路市危険物の規制に関する規則第 16 条に規定する地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書によること。この場合において、必要に応じ関係書類を添付するものとして運用されたいこと。

⑵　製造所等においては、当該計画に基づき継続的に取組みを実施する必要があること。この場合において、必要に応じ関連の自主規程を整備する等して実効性を担保することが重要であるとともに、予防規程の適用のある製造所等については、関連規程類に当該計画の内容を反映することが必要であること。